

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター診療規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター（以下「両医療センター」という。）における診療等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(診療の種類)

第2条 診療は、外来診療及び入院診療により行うものとし、往診を行わない。ただし、病院長が特別の事由があると認めた者に対しては、往診することができる。

(診療科)

第3条 両医療センターの診療科は、次のとおりとする。

(1) 医学部附属東部医療センター（以下「東部医療センター」という。）

内科

呼吸器内科

消化器内科

循環器内科

腎臓内科

脳神経内科

血液・腫瘍内科

内分泌・糖尿病内科

疼痛緩和内科

感染症内科

外科

呼吸器外科

消化器外科

心臓血管外科

脳神経外科

乳腺・内分泌外科

小児外科

整形外科

形成外科

精神科

小児科

皮膚科

泌尿器科

小児泌尿器科

産婦人科

眼科

耳鼻いんこう科

リハビリテーション科

放射線診断科

放射線治療科

病理診断科

救急科

麻酔科

歯科口腔外科

(2) 医学部附属西部医療センター（以下「西部医療センター」という。）

内科

呼吸器内科

消化器内科

循環器内科

腎臓・透析内科

脳神経内科

血液・腫瘍内科

内分泌・糖尿病内科

外科

呼吸器外科

消化器外科

脳神経外科

乳腺・内分泌外科

小児外科

整形外科

形成外科

精神科

児童精神科

小児アレルギー科

リウマチ科

小児科

小児科（新生児）

皮膚科

泌尿器科

産婦人科

眼科

耳鼻いんこう科

リハビリテーション科

放射線診断科

放射線治療科

病理診断科

麻酔科

歯科口腔外科

（一部改正 令和3年達第101号、令和4年達第46号、

令和4年達第140号、令和5年達第104号及び第122号、令和6年達第38号、令和7年達第147号）

（外来診療の受付時間）

第4条 外来患者の診療に係る受付時間は、午前8時45分から午前11時30分までとする。ただし、救急患者については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、病院長が必要と認めたときは、受付時間を変更することができる。

（外来休診日）

第5条 外来診療を行わない日（以下「外来休診日」という。）は、次のとおりとする。ただし、救急患者については、この限りではない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) その他病院長が特に認めた日

2 前項の規定にかかわらず、病院長は、特に必要があると認めるときは外来休診日（前項第4号を除く。）に外来診療を行うことができる。

3 第1項に定めるもののほか、病院長は、医師の病気又は出張その他の事由により外来診療を行うことができない診療科があるときは、当該診療科に限り、臨時に外来休診日を定めることができる。

（外来診療時間）

第6条 外来診療を行う日における診療時間は、午前9時からとする。ただし、やむを得ない場合又は救急患者についてはこの限りでない。

（診療の申込み）

第7条 病院において初めて診療を受けようとする者は、診療申込書に必要事項を記入し、これを病院長に提出しなければならない。この場合において、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の社会保険法又は生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の医療の給付に関する法令により診療を受けようとする者は、その法令に定める証票を併せて病院長に提示しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは親族その他関係者がこれを提出することができる。

2 病院長は、診療申込書の提出があったときは、診療券を申込者に交付する。

3 診療券の交付に当たっては、身元調査を行うことがある。

4 診療券は、病院長の定める様式によるものとする。

5 診療券の交付を受けた者は、この規程及び両医療センターの定める諸規程の定めるところに従い診療を受けなければならない。

6 前項の申込者が、同一の疾病又は負傷について再び診療を受けようとするときは、その都度病院長に診療券を提示し、最初の受診後おおむね1か月ごとに被保険者の資格等の有無の確認できるものを併せて提示しなければならない。

（一部改正 令和6年達第38号、令和7年達第147号）

（入院及び退院の手続）

第8条 入院して診療を受けようとする者は、身元引受人を立て入院申込書を病院長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは親族その他の関係者がこれを提出することができる。

2 前項の規定にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく入院の措置により、東部医療センターに入院する場合に限り、身元引受人を必要としない。

3 入院患者が退院しようとするときは、病院長の承認を受けなければならない。

（入院患者の外出）

第9条 入院患者が外出しようとするときは、病院長の承認を受けなければならない。

（付添いの承認）

第10条 入院患者には、付添いを置くことができない。ただし、患者本人又はその関係者から患者の親族を付添いとして置くことの願い出があった場合で、病院長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（面会時間）

第11条 入院患者との面会を行うことができる時間は、次のとおりとする。

(1) 東部医療センター

ア 第5条第1項各号に掲げる日 午後1時から午後5時まで

イ アに掲げる日以外の日 午後3時から午後7時まで

(2) 西部医療センター

ア 第5条第1項各号に掲げる日 午後1時から午後8時まで

イ アに掲げる日以外の日 午後3時から午後8時まで

2 前項の規定にかかわらず、病院長が必要と認めたときは、面会時間を変更することができる。

(秩序の維持)

第12条 診療等を受ける者及びその関係者は、病院の内部の秩序維持に関する規定及び病院長又は病院の内部の秩序を維持するための管理者の指示に従わなければならない。

(委託による診療等)

第13条 病院長は、必要があると認めるときは、官公署、団体その他のものから委託を受けた者の診療等を行うことができる。

(診療等の拒否)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、病院長は、診療若しくは入院を拒否し、又は退院を命ずることができる。

(1) 入院の必要を認めないとき。

(2) 収容定員に満ちたとき。

(3) 料金を滞納し、又は病院の諸規程に違反したとき。

(4) 風紀又は公の秩序を乱すおそれがあると認めたとき。

(5) その他病院長が診療又は入院を不相当と認めたとき。

(一部改正 令和6年達第38号、令和7年達第147号)

(実施細目)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、病院長がこれを定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第101号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第46号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター診療規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第140号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第104号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び西部医療センター診療規程の規定は、令和5年7月1日から適用する。

附 則 (令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第122号)

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第38号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第147号)

この規程は、発布の日から施行する。